

(写)

事 務 連 絡

平成26年5月23日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業におけるテノゼット錠の取扱いについて

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、本年3月24日付けで製造販売が承認されたテノゼット錠 300mg（一般名：テノホビル ジソプロキシルフマル酸塩錠）について、本日付けで薬価収載され、保険適用となりました。

これにより、本事業における B 型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療として助成対象に含まれることとなりますので、御承知おきください。

なお、上記運用の一部変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はありません。また、肝炎治療受給者証の交付申請書と申請に係る診断書については、当面「治療内容」の「その他」の欄に薬剤名や一般名を記載する等で現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。